

## ● 令和4年台風第14号により被害を受けられた皆様へのお知らせ

令和4年9月22日

お客様各位

高知信用金庫

この度の令和4年台風第14号により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。当金庫では、被害を受けられたお客様に対し、下記のお取り扱いを実施させていただきますので、お知らせいたします。

被災者の皆様の一日も早い復旧を心よりお祈りいたします。

### 1. 被災されたお客様へのお取り扱い

- (1) 預金証書、通帳、お届け印等を紛失された場合でも、預金者ご本人様であることを確認のうえ払戻し等の手続きをとらせていただきます。
- (2) 届出のご印鑑のない場合でも、預金者ご本人であることを確認のうえ、拇印にて対応させていただきます。
- (3) ご事情により定期預金等の満期日到来前の解約や、定期預金を担保とするお借入につきましてもご相談を承ります。
- (4) 被災により、支払期日が経過した手形の取立てのご相談、手形の不渡処分についてのご相談は窓口にお申し出ください。
- (5) 被災により、汚れた紙幣の両替等につきましては、お引き換えさせていただきますので窓口までお申し出ください。

### 2. 被災にかかる復旧資金、応急資金等に関するお問い合わせ・相談窓口

被災にかかる復旧資金、応急資金等に関する各種ご融資や、既存のお借入に関するご返済猶予などのお問い合わせ・相談窓口は、以下のとおりですでお申し出ください。

- (1) 営業店窓口  
(平日 9:00~11:30、12:30~15:00、16:30~17:30)
- (2) 円滑化相談フリーダイヤル  
0120-125257 (平日9:00~17:00)

以上